

(平成21年3月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	16 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年9月
② 平成6年1月から同年3月まで

国民年金保険料の納付記録について照会したところ、平成5年9月及び6年1月から同年3月までの納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。毎月、集金人が来てくれていたので納付していた。私が不在の時は親が立て替えてくれていたので、納付は必ずしていた。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、平成6年7月に国民年金手帳記号番号の払い出しを受けた時点で既に過年度保険料扱いとなるが、時効期限を過ぎていないことから国民年金保険料の納付書が交付されていたと考えられる。事実、過去の未納期間である5年9月から6年3月までの期間のうち、5年10月から同年12月の保険料が過年度納付されている。

また、申立期間②は短期間であり、前後の期間が納付されていることから、未納とされているのは不自然である。

2 申立期間①については、1か月と短期間であるが、申立人が平成5年10月から同年12月の過年度保険料を、時効期限間際である7年11月30日に納付していることから考えると、申立期間①は既に時効が成立しており、納付していたとは考え難い。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち平成6年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年4月から5年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月まで
② 平成 4 年 4 月から 5 年 3 月まで

国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、昭和62年4月から63年3月までの期間及び平成4年4月から5年3月までの期間について、保険料免除の承認事実が確認できなかったとの回答をもらった。申立期間については、民生委員又は市町村の職員が自宅へ来て、妻の分と一緒に免除申請を行った記憶があるので、免除承認期間となっていないのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立期間前後の期間（昭和63年4月から平成4年3月までの期間及び5年4月から14年3月までの期間）が免除申請の承認済期間となっている上、申立期間前後の期間において、申立人の生活・経済状況に変化はなかったと推認されることから、申立人が、申立期間②についても国民年金保険料の免除申請を行い、承認されていたものと考えるのが自然である。

また、申立人は、申立期間及び免除期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、国民年金保険料の納付意識は高かったと思われる。

一方、申立期間①については、申立人が国民年金保険料免除申請を行っていたことを示す関連資料は無く、申立期間の免除承認状況は不明である。

さらに、申立期間①について、申立人は、民生委員又は市町村の職員が自宅へ来て、免除申請の手続をしたと主張しているが、申立人の居住地区で、昭和61年12月に就任した当時の民生委員から聴取するも、申立人が免除申請を行ったことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年4月から5年3月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月から同年9月まで

国民年金の納付記録を照会したところ、昭和37年7月から同年9月までの納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。他界した母が国民年金の加入手続をし、申立期間の保険料を納付していたはずなので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の未納とされている期間は1回、かつ、3か月と短期間であるとともに、申立期間を除く国民年金保険料はすべて納付済みとなっている。

また、申立人の国民年金加入手続と保険料納付を行っていたその母は、夫とともに制度発足時から国民年金に加入し、60歳までの期間の保険料を完納している。このように納付意識が高かったと考えられる申立人の母が、申立人の20歳まで^{さかのぼ}遡って過年度納付をするなどして申立人の国民年金保険料を納付しながら、あえて申立期間のみ納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人は、昭和37年度の国民年金印紙検認記録欄に合計9か月分の検認印がある国民年金手帳と、領収印のある昭和37年4月から6月の国民年金保険料納付書を所持しており、昭和37年度は合計して12か月分の納付が確認できる。

これらの周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から同年 12 月まで

国民年金の納付記録を照会したところ、昭和 38 年 4 月から同年 12 月までの納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。母が加入手続と納付をしてくれていたはずであり、申立期間の前後は納付されているのに、申立期間のみ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料が未納とされている期間は申立期間のみであり、かつ 9 か月と短期間である上、申立人は結婚後 18 年間にわたって任意加入し、付加保険料も長期間納付している。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は母親が納付していたと主張しているが、申立期間当時同居していた申立人の姉からの聴取によると、姉の保険料も同じく母親が納付していたと推察され、その姉の申立期間と同期間の保険料は納付済みであることから、申立人の母が姉の保険料を納付しながら申立人の保険料のみ納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立期間の前後の保険料は納付済みとなっており、申立人の 20 歳時にさかのぼって過年度納付をした母が、申立期間のみ納付しなかったとする理由もない。

加えて、現年度納付が可能であった申立期間を未納にしたまま、その直後の昭和 39 年 1 月から同年 3 月が納付済みとされているのは、納付の順序が前後しており不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から46年3月まで

昭和46年3月に妻が厚生年金保険から国民年金への切替を行うために市役所の支所へ出向いた。その際、私の年金について市役所職員に相談したところ、世帯主は国民年金に加入して保険料を納めたほうが良いと言われたため、妻が私の加入手続きを行い、20歳にさかのぼって保険料を即日納付してくれた。申立期間について未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が昭和46年3月に市役所の支所へ出向いた際に、申立人の国民年金加入手続きを行ったとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号払出年月日や申立人の所持する国民年金手帳の発行日から、同年同月に申立人の妻が国民年金の加入手続きを行ったことが推認される。

また、申立期間当時、申立人の妻が加入手続きを行った市役所支所は実在し、国民年金の加入手続き及び保険料の徴収が行われていたことを確認している。

さらに、同年は第1回の特例納付実施期間中であること、及び申立人の妻が一括納付した際に納付したと記憶している金額は、実際に必要となる金額に近いことから、申立てには不自然さはみられない。

このほか、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付しており、前納や付加保険料納付期間も認められる。

その他の事情を含めて、総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から同年3月まで

国民年金に加入後、夫婦一緒に保険料を納付してきたので、昭和52年1月から同年3月までの期間について、夫が納付済みになっているのに、私のみ未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入後、夫婦一緒に保険料を納付してきたと主張しており、社会保険庁の被保険者台帳によると、昭和56年4月以降の国民年金加入期間については、夫婦一緒に原則納付期限内に納付していたことが推察できる。

また、社会保険庁の被保険者台帳で、国民年金手帳記号番号、氏名及び生年月日が訂正されている上、申立期間の納付記録についても、納付済みとなっていたところが未納と訂正されており、事務処理に不適切な取扱いがあったことがうかがえる。

さらに、申立人の夫の記録によると、申立期間について、納付済みとなっており、夫婦一緒に納付していたにもかかわらず、申立人が申立期間のみ納付しないというのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和19年2月から20年7月までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を19年2月1日に、資格喪失日に係る記録を20年8月15日にそれぞれ訂正し、申立期間の標準報酬月額については、19年2月から11月までが30円、同年12月から20年4月までが20円、同年5月から7月までが100円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年8月1日から20年8月15日まで

A社B事業所C工場の第一期生として昭和18年8月に入社後、終戦まで勤務していた。社会保険事務所の回答によれば、厚生年金保険被保険者であったという記録が無いとのことだが、勤務していた事実は間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、申立人はA社B事業所C工場に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様の業務内容、業務形態だったとする元同僚は、「申立人は、申立期間において申立ての事業所に継続して勤務していた。また、厚生年金保険料も給与から控除されていた。」との証言をしている。

さらに、同時期に入社し、終戦まで勤務していたとする元同僚の給与明細書から判断すると、昭和19年2月分から20年7月分までは、事業主により厚生年金保険料が給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の元同僚の所持する給与明細書の保険料控除額から、昭和19年2月から11月までが30円、同年12月から20年4月までが20円、同年5月から7月までが100円とすること

が妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社B事業所は、申立期間のうち昭和19年3月31日までは適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は法人の事業所であり、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間のうち、昭和19年3月31日までの期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、19年2月及び同年3月に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和19年4月から20年7月までの期間について、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所が廃止されており、事業主に確認することはできないものの、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、社会保険事務所において、この期間に当該届出を受理した記録は無く、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果社会保険事務所は、申立人に係る19年4月から20年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和18年8月1日から19年1月31日までの期間については、申立人の同僚から提出された給与明細書では、厚生年金保険料が控除されていない上、このほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、当該期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和19年2月から20年7月までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を19年2月1日に、資格喪失日に係る記録を20年8月15日にそれぞれ訂正し、申立期間の標準報酬月額については、19年2月から11月までが30円、同年12月から20年4月までが20円、同年5月から7月までが100円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年8月1日から20年8月15日まで

A社B事業所社C工場の第一期生として昭和18年8月に入社後、終戦まで勤務していた。社会保険事務所の回答によれば、厚生年金保険被保険者であったという記録が無いとのことだが、勤務していた事実は間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、申立人はA社B事業所C工場に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様の業務内容、業務形態だったとする元同僚は、「申立人は、申立期間において申立ての事業所に継続して勤務していた。また、厚生年金保険料も給与から控除されていた。」との証言をしている。

さらに、同時期に入社し、終戦まで勤務していたとする元同僚の給与明細書から判断すると、昭和19年2月分から20年7月分までは、事業主により厚生年金保険料が給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の元同僚の所持する給与明細書の保険料控除額から、昭和19年2月から11月までが30円、同年12月から20年4月までが20円、同年5月から7月までが100円とすること

が妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社B事業所は、申立期間のうち昭和19年3月31日までは適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は法人の事業所であり、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間のうち、昭和19年3月31日までの期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、19年2月及び同年3月に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和19年4月から20年7月までの期間について、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所が廃止されており、事業主に確認することはできないものの、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、社会保険事務所において、この期間に当該届出を受理した記録は無く、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果社会保険事務所は、申立人に係る19年4月から20年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和18年8月1日から19年1月31日までの期間については、申立人の同僚から提出された給与明細書では、厚生年金保険料が控除されていない上、このほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、当該期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 7 月 1 日から 33 年 8 月 3 日まで

私は、昭和 33 年 8 月に、退職金や脱退手当金はもとより、最後の給与も事業所に置いてあった私物も引き取らずに退職し、それ以来一切事業所とは接触していないにもかかわらず、申立期間について、昭和 34 年 8 月に脱退手当金を支給されたことになっている。私は、請求手続を行ったり、受給した記憶も無いので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年後の昭和 34 年 8 月 14 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 34 年 1 月 5 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和20年7月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19年1月から同年6月は20円、同年7月から20年6月は40円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年1月19日から20年7月18日まで

社会保険事務所の記録では、A社C工場に勤務した期間の一部が厚生年金保険に未加入とされているが、見習い^{びょう}のときから厚生年金に加入していたし、正社員として働き給与から健康保険・厚生年金保険料が控除されていたはずなので、当該期間について被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した従業員名簿及び元同僚の証言並びに業務内容に関する申立人の申立内容から、申立人は、申立期間において、A社B事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同じく、同時期に当該事業所に見習工として入社し、その後正社員となった複数の同僚には、厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する。

さらに、申立人は、戦時下で混乱していたものの、昭和20年6月10日の空襲と同年7月17日の艦砲射撃があったことを鮮明に記憶しており、その直後に帰郷したと証言している。この事実経過の説明は、具体性があり、信憑性も認められることから、申立人は、同年7月17日まで、当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務初の記録から、昭和19年1月から同年6月までは20円、同年7月から20年

6月までは40円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和19年2月から20年7月までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を19年2月1日に、資格喪失日に係る記録を20年8月15日にそれぞれ訂正し、申立期間の標準報酬月額については、19年2月から11月までが30円、同年12月から20年4月までが20円、同年5月から7月までが100円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年8月1日から20年8月15日まで
② 昭和20年8月20日から21年5月1日まで

A社B事業所C工場の第一期生として昭和18年8月に入社後、終戦まで勤務し、D社に名称が変更となった後も、24年3月16日まで継続して勤務していた。社会保険事務所の回答によれば、E社B事業所において、昭和21年5月1日から24年3月16日まで厚生年金保険被保険者であったという記録が残っているとのことだが、B事業所にて勤務していた事実はなく、先述のとおり期間、場所で勤務していた。この記録は間違っていると思われるので、訂正の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、複数の元同僚の証言から、申立人はA社B事業所C工場に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様の業務内容、業務形態だったとする元同僚は、「申立人は、申立期間において申立ての事業所に継続して勤務していた。また、厚

生年金保険料も給与から控除されていた。」との証言をしている。

さらに、同時期に入社し、終戦まで勤務していたとする元同僚の給与明細書から判断すると、申立期間のうち、昭和 19 年 2 月分から 20 年 7 月分までは、事業主により厚生年金保険料が給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の元同僚の所持する給与明細書の保険料控除額から、昭和 19 年 2 月から 11 月までが 30 円、同年 12 月から 20 年 4 月までが 20 円、同年 5 月から 7 月までが 100 円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社B事業所は、申立期間のうち昭和 19 年 3 月 31 日までは適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は法人の事業所であり、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間のうち、昭和 19 年 3 月 31 日までの期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、19 年 2 月及び同年 3 月に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和 19 年 4 月から 20 年 7 月までの期間について、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所が廃止されており、事業主に確認することはできないものの、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、社会保険事務所において、この期間に当該届出を受理した記録は無く、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果社会保険事務所は、申立人に係る 19 年 4 月から 20 年 7 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 18 年 8 月 1 日から 19 年 1 月 31 日までの期間については、申立人の同僚から提出された給与明細書では、厚生年金保険料が控除されていない上、このほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間①のうち、当該期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②については、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

社会保険事務所の記録によると、申立てのD社F工場が厚生年金保険の適

用事業所となったのが昭和 24 年 10 月 1 日であり、申立期間にあつては未適用事業所であったところ、申立人は、21 年 5 月 1 日から 24 年 3 月 16 日まで、E 社 B 事業所において厚生年金保険被保険者期間があることから、D 社 F 工場が新規適用事業所となるまでの期間については、E 社 B 事業所にて、被保険者資格を継続させていたと考えられる。

また、申立ての事業所に同時期に入社して E 社 B 事業所において被保険者資格を持つ同僚 3 名の記録を確認したところ、申立人と同様に昭和 21 年 5 月 1 日に資格取得している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間②については、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成14年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年7月31日から同年9月1日まで

私は、平成14年3月1日にA社で厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年8月31日まで働いていた。給与明細書から平成14年7月分及び8月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について加入記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する給与明細書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、A社に平成14年8月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成14年3月の社会保険事務所の記録及び給与明細書の厚生年金保険料控除額から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は平成15年2月28日に全廃しており、当時の事業主とも連絡がとれないため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和19年2月から20年7月までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を19年2月1日に、資格喪失日に係る記録を20年8月15日にそれぞれ訂正し、申立期間の標準報酬月額については、19年2月から11月までが30円、同年12月から20年4月までが20円、同年5月から7月までが100円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年8月1日から20年8月15日まで

A社B事業所C工場の第一期生として昭和18年8月に入社後、終戦まで勤務していた。社会保険事務所の回答によれば、厚生年金保険被保険者であったという記録が無いとのことだが、勤務していた事実は間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、申立人はA社B事業所C工場に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様の業務内容、業務形態だったとする元同僚は、「申立人は、申立期間において申立ての事業所に継続して勤務していた。また、厚生年金保険料も給与から控除されていた。」との証言をしている。

さらに、同時期に入社し、終戦まで勤務していたとする元同僚の給与明細書から判断すると、昭和19年2月分から20年7月分までは、事業主により厚生年金保険料が給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の元同僚の所持する給与明細書の保険料控除額から、昭和19年2月から11月までが30円、同年12月から20年4月までが20円、同年5月から7月までが100円とすること

が妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社B事業所は、申立期間のうち昭和19年3月31日までは適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は法人の事業所であり、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間のうち、昭和19年3月31日までの期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、19年2月及び同年3月に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和19年4月から20年7月までの期間について、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所が廃止されており、事業主に確認することはできないものの、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、社会保険事務所において、この期間に当該届出を受理した記録は無く、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果社会保険事務所は、申立人に係る19年4月から20年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和18年8月1日から19年1月31日までの期間については、申立人の同僚から提出された給与明細書では、厚生年金保険料が控除されていない上、このほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、当該期間について申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所（現在は、C社。）における資格取得日に係る記録を昭和36年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月1日から同年6月1日まで

社会保険庁の記録では、A社B事業所における資格取得日が昭和36年6月1日となっているが、私が入手したC社の在籍証明書の入社日は、同年4月1日となっている。当時の給与明細書は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出された人事カード及びD健康保険組合並びに雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がA社B事業所に昭和36年4月1日から勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、株式会社A社に同期入社した同僚の社会保険事務所の記録から1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、A社B事業所が、厚生年金保険被保険者資格取得届を誤って届け出たことを認めており、また、人事カードには、昭和36年4月1日に入社し、同年6月1日に正社員となった旨の記録があり、2か月の試雇期間の終了日の翌日である同年6月1日は、社会保険事務所では知り得ない日付であることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月及び5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年4月21日から同年5月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年5月1日から同年4月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月17日から同年5月1日まで

私は、平成7年4月17日から8年4月20日までA社に勤務し、その間の給与から12か月分の厚生年金保険料が控除されているが、社会保険庁の記録によると、11か月分の厚生年金保険加入記録となっており、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する平成7年5月分の給与支払明細書から判断すると、申立人は、賃金計算期間初日の同年4月21日からA社に勤務し、同年4月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における平成7年5月の社会保険事務所の記録及び給与支払明細書の厚生年金保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、雇用保険及び厚生年金保険の記録における資格取得日が同じであり、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年4月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成元年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月31日から同年2月1日まで

昭和54年5月から平成元年1月末までA社に勤務していたが、厚生年金保険の記録を確認したところ、平成元年1月の被保険者記録が欠落していることがわかった。保険料控除が確認できる給与明細書があるので、申立期間について被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書、預金通帳及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、平成元年1月31日までA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料の控除額から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を平成元年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から41年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月から41年10月まで

国民年金保険料納付記録について照会したところ、昭和40年2月から41年10月までの加入及び保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

母親から「20歳になったら国民年金保険料を積み立てておく。妹にも同様にする。」と聞いている。母の言葉を信じており、申立期間の納付記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親から「20歳になったら国民年金保険料を積み立てておく。妹にもそうする。」と聞かされており、「母親が町役場で加入手続きを行い、その後は結婚するまで保険料を納付してくれたはずである。」と主張しているが、母親の居住地を管轄する社会保険事務所において、申立人が20歳前後の年次（昭和38年12月から42年1月までの期間）について国民年金手帳記号番号払出簿を確認しても、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人の母親が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立人自身は国民年金の手続に直接関与していないことから、申立期間の加入状況及び保険料納付状況が不明である。

さらに、申立人は、20歳時には他県の事業所に勤務していたと証言していることから、住民票を移動していたことが考えられるため、実家に住む母親が、申立人居住地の市役所で申立人の国民年金加入手続きを行っていたとは考え難く、事実、行政側が保管する申立人の被保険者記録では、申立期間は国民年金には未加入であり、申立期間の保険料は納付できなかったと考えられ

る。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料納付記録について照会したところ、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

国民年金については、当時、市役所の勧めで半強制的に夫と一緒に加入した。その後、年金保険料は市役所窓口で定期的に二人分を納めていたの
で未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立人は、加入手続の時期や保険料納付に関する記憶が曖昧^{あいまい}であることなどから、申立期間の国民年金保険料納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和 42 年 8 月に夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されているが、その時点では、申立期間はすべて時効により保険料は納められない期間であり、市役所が保有する国民年金被保険者名簿にも、同期間について国民年金加入手続を行った時点では時効により保険料を納付することができないことを意味する「届出前消滅」の印が押されているのも確認できる。

さらに、申立人は、夫婦連番で手帳記号番号が払い出された後、夫婦共に保険料納付可能であった昭和 40 年 4 月までさかのぼって過年度納付を行ったことも確認できる。

加えて、申立人の夫は、申立期間について「附則 13 条」による特例納付を行ったことが市役所の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の特殊台帳に記載されているのが確認できるものの、申立人については、その両方に特例納付した記録は無く、申立人からの数度の聴取においても、申立人が特例納付により保険料を納付したとの形跡は見出せない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から平成5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から平成5年3月まで

申立期間当時、A店を営んでおり、警察署や自衛隊の仕事を請負っていたので収入があり、保険料を納められなかったということは無い。税金や国民年金保険料は、私が納税組合に積み立てていた積立金の中から、納税組合長が納付していたので、申立期間が未納や免除とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私たち夫婦の国民年金保険料は、私が納税組合に積み立てていた積立金の中から、納税組合長が納付していたはずだ。」と主張しているが、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、同組合の決算書は存在するものの、組合員個人ごとの支出明細書等が無いことから、申立人の国民年金保険料が納付されていたと推認することは困難である。

また、申立人から提出された納税組合の決算書には、積立金等の収入から税金関係等が支出されていることが記載されているが、国民年金保険料に限って収入と支出の両方に記載されており、その額は同額であることから、国民年金保険料は納税組合の積立金の中から納付されたのでは無く、国民年金保険料として別に集金され納付されたものと推察される。

さらに、申立人は、昭和61年7月から62年3月までの免除期間について、免除の申請を行ったことはないと主張しているが、通常、同一世帯の免除申請については1枚の申請書にて行っており、申立人のその妻も同期間免除とされていることから不自然さは見られず、夫婦共に免除申請及び承認がなされていたものと考えられる。

加えて、社会保険庁の納付記録と市の納付記録に齟齬^{そご}は見られず、申立期間の昭和 58 年 4 月から平成 5 年 3 月までの 10 年間の長期にわたり、行政側に誤りがあったと推認することは困難である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から平成5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から平成5年3月まで

申立期間当時、夫はA店を営んでおり、警察署や自衛隊の仕事を請負っていたので収入があり、保険料を納められなかったということは無い。税金や国民年金保険料は、夫が納税組合に積み立てていた積立金の中から、納税組合長が納付していたので、申立期間が未納や免除とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私たち夫婦の国民年金保険料は、夫が納税組合に積み立てていた積立金の中から、納税組合長が納付していたはずだ。」と主張しているが、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、同組合の決算書は存在するものの、組合員個人ごとの支出明細書等が無いことから、申立人の国民年金保険料が納付されていたと推認することは困難である。

また、申立人の夫から提出された納税組合の決算書には、積立金等の収入から税金関係等が支出されていることが記載されているが、国民年金保険料に限って収入と支出の両方に記載されており、その額は同額であることから、国民年金保険料は納税組合の積立金の中から納付されたのでは無く、国民年金保険料として別に集金され納付されたものと推察される。

さらに、申立人は、昭和61年7月から62年3月までの免除期間について、免除の申請を行ったことはないと主張しているが、通常、同一世帯の免除申請については1枚の申請書にて行っており、申立人の夫も同期間免除とされていることから不自然さは見られず、夫婦共に免除申請及び承認がなされていたものと考えられる。

加えて、社会保険庁の納付記録と市の納付記録に齟齬^{そご}は見られず、申立期間の昭和 58 年 4 月から平成 5 年 3 月までの 10 年間の長期にわたり、行政側に誤りがあったと推認することは困難である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年10月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月から11年3月まで
国民年金保険料の納付記録を照会したところ、平成9年10月から11年3月までの納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。
夫が60歳で会社を定年退職したことから、国民年金の第3号被保険者から1号被保険者に切替が必要となり、平成9年10月ごろ夫がその手続を行い、その後は、役場から納付書が届き保険料を納付した。その頃、同居する次男の保険料も夫が納付しており、その次男の保険料は未納が無く、私の分が未納となっているのは考えられず納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無いことなどから、申立期間の保険料納付状況が不明である。

また、申立人は、「夫が会社を退職した平成9年10月ごろ、その夫が役場窓口で国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への切替手続を行い、その後、届いた納付書に現金を添えて役場で納付した。」と主張しているが、その種別変更は国民健康保険への加入と同日の11年4月1日に行われていることが役場の保有する国民年金被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録から確認できることから、申立人は、申立期間当時は第3号被保険者として扱われており、申立期間の保険料納付書は交付されなかったと考えられる。

さらに、平成11年4月1日の種別変更により取得した申立人の第1号被保険者資格の始期は、平成16年12月の年金裁定請求に伴い夫の厚生年金保険被保険者資格喪失時である9年10月1日に変更されており、これにより、申立期間は第3号被保険者期間から未納期間に訂正されたことも確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年9月まで

申立期間中の国民年金保険料につき、夫が納付済みとなっているにもかかわらず、私の記録は未納とされている。当時、国民年金保険料は夫婦一緒に支払っていたので、申立期間の納付記録が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金の手續に関する申立人の記憶も曖昧なため、申立期間の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和50年12月23日付で附則18条の特例納付にて昭和43年1月から48年3月までの63月間の保険料を納付し、同日付で昭和48年10月から50年3月までの18月間の保険料を過年度納付しており、申立期間は特例納付期間と過年度納付期間との合間の6か月間であるが、当該申立期間は附則18条の特例納付の納付可能期間ではなく、昭和50年12月時点においては時効により過年度納付も行えない期間であった。

さらに、申立人から、申立期間の保険料につき、附則4条の特例納付により納付を行ったとする主張も無い。

これら申立内容及び収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 32 年 5 月 31 日まで
昭和 30 年 3 月に中学校を卒業し、集団就職で、同年 4 月から A 社に就職した。その時から厚生年金保険料を給与から控除されていたので、加入していない期間があるというのは納得がいかない。再調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、申立人は、A 社入社当時及び社員旅行時の写真等を所持しており、A 社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、申立人が同社において厚生年金保険被保険者資格を取得したのは、昭和 32 年 6 月 1 日となっている。

さらに、申立人が同期入社したと記憶している複数の同僚を含む同期入社と推測される者についても、入社後数か月から約 1 年を経過してから被保険者資格を取得しており、当該事業所が従業員を入社時から厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかった可能性が考えられる。

加えて、申立期間に係る被保険者原票を調査しても、健康保険証の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名も見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年11月1日から23年6月1日まで

私は、A事業所が経営するB工場に昭和21年10月1日から勤務し、その後、同年11月1日に経営主体がC事業所変わったが、申立期間を含め継続して勤務していた。経営主体は変わったが、同じ工場に勤めていた訳であり、厚生年金保険の被保険者期間に脱漏期間があることはおかしいので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な記憶から、申立期間当時、D市にあったB工場に勤務していたことは推測できるものの、厚生年金保険料控除に関する記憶は不明瞭な上、このほかに申立期間の保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書及び確定申告書等の資料は無い。

また、C事業所B工場の厚生年金保険新規適用年月日は、昭和23年6月1日であり、申立人が名前を挙げた同僚全員についても、申立期間における被保険者記録は無く、健康保険証の整理番号にも欠番は無い。

さらに、当時の事業主及び同僚は既に死去していることから、厚生年金保険の適用状況等を聴取することができない。

このほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月から20年4月まで

昭和19年4月から20年4月までA社B工場で働いていたが、この期間について厚生年金保険の加入記録が無い。当時の資料は残っていないが、健康保険証を所持していたことを鮮明に記憶している。申立期間について被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、A社からは、「当時の資料が残存しておらず、申立人に係る社会保険の加入状況について不明。」との回答を得ている。

さらに、申立人が当時の同僚として名前を挙げた10名について社会保険事務所の記録を調査しても、いずれも申立期間について厚生年金保険の加入記録は確認できなかった。

このほか、女子労働者が厚生年金保険の適用対象者となったのは昭和19年10月以降であることから、申立期間のうち昭和19年4月から同年9月までの期間について、申立人が被保険者として事業主により給与から保険料を控除されていたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月16日から46年7月26日まで
昭和45年11月初旬に勤務先だったA社が閉鎖となり、公共職業安定所から、申立ての事業所であるB社を紹介され、面接を受けて採用されました。当時の採用担当者が記録していた面接採用時の資料を提示しますので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間当時の採用担当者から面接採用記録が提示され、申立期間に採用されたことはうかがわれるが、社会保険の加入記録は残っておらず、給与から社会保険料が控除されていたことを示す関連資料は見当たらない。

さらに、採用担当者は、「正社員は入社と同時に社会保険に加入させる取扱いをしていた。」と証言しているものの、社会保険事務所の記録からは、そのことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人と同時期にA社からB社に転職した同僚3名についても、入社してから被保険者資格を取得するまでに、3月以上の未加入期間が確認できる。

加えて、申立人の被保険者名簿に、申立ての事業所の前に勤務していたA社の健康保険で、継続療養制度を申立期間である昭和46年6月まで利用した記録があることから、申立期間において申立ての事業所から健康保険証が交付されていたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 247

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月から 34 年 4 月まで

私は昭和 31 年 4 月に学校を卒業して、すぐに A 区にある B 事業所に就職し、3 年ほど勤務していたが、その間の厚生年金保険の加入記録が無い。働いていたことに間違いないので、給与明細書等は無いが、厚生年金保険の被保険者であったことを認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の証言や申立ての事業所の直後に勤務した C 社における複数の同僚及び上司の証言から、申立人が申立期間において B 事業所で勤務していたことは推認できるものの、申立ての事業所が、社会保険事務所に厚生年金保険の新規適用届を提出した形跡は見当たらない。

また、申立ての事業所の経営主体であったと推察される D 社における厚生年金保険新規適用年月日は、昭和 34 年 9 月 1 日と記録されており、申立期間にあっては適用事業所になっていない上、同社の厚生年金保険被保険者原票にも、申立人の氏名は見当たらない。

このほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年1月5日から同年2月1日まで
社会保険庁の記録では、A社での厚生年金保険加入記録のうち、資格取得日が昭和29年2月1日となっているが、雇用保険の記録にもあるように、同年1月5日から継続して勤務していたので、申立期間についても被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い上、申立人にも保険料控除に関する具体的な記憶が無い。

また、申立ての事業所は現存しており、申立期間にかかる雇用保険の加入記録が確認できるものの、当時の事業主及び事務担当者はずでに他界しており、申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の被保険者名簿を調査したところ、申立期間に係る健康保険証の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は整理番号38の欄に昭和29年2月1日取得として記載されている。

加えて、同僚2名の記録も申立人と同日付けで資格取得となっており、健康保険証及び年金手帳の番号は連番で払い出されている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月から 49 年ごろまで

私は、大阪万国博覧会（昭和 45 年 3 月 14 日から同年 9 月 13 日開催）の前 3 年、後 4 年位の間、A 社に勤務していた。一緒に勤務していた同僚に厚生年金保険の記録があるのに、私の記録が無いことはおかしい。当時の給料明細書は無いが、再調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い上、申立人も保険料控除に関する具体的な記憶は無い。

また、A 社は現存しているものの、申立期間当時の関係資料は既に廃棄されているため保険料控除等の状況を確認できず、当時の同僚等から聴取しても、申立人が勤務していた事実をうかがわせる証言は得られたが勤務期間の特定には至らなかった。

さらに、社会保険庁の記録について、昭和 42 年 1 月から 49 年 12 月までを調査したところ、健康保険証の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名を確認することはできない。

加えて、雇用保険の加入についても、雇用保険の被保険者であった記録は確認できなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。